

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員の上退任（農村整備課）
土地改良区の役員の上退任（〃）
土地改良区の定款の変更の認可（二件）（〃）
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第六百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年七月二十二日

退任した役員の名及び住所

監事 松村隆吉 米子市尾高一八八九

井澤誠之 西伯郡岸本町上細見二二四

古前吉次郎 米子市石州府四二八一

昭和六十三年四月三十日退任

就任した役員の名及び住所

監事 松村隆吉 米子市尾高一八八九

井澤誠之 西伯郡岸本町上細見二二四

中曾亨 米子市福万三二九

昭和六十三年五月一日就任 任期四年

鳥取県告示第六百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 佐々木 徳 明 倉吉市大谷六六五―三

昭和六十三年七月八日退任

鳥取県告示第六百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、社土地改良区の定款の変更を昭和六十三年七月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、八頭中央土地改良区の定款の変更を昭和六十三年七月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第三十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年七月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
		スーパーパニック三号	株式会社三洋物産
		ワールドカップ	
		ホールインワン二号	京楽産業株式会社
		ドリームセブンPAR T三	
		デジタル金次郎PAR T三	

ばちんと遊技機

デジタル金四郎	サイドポケット	安来名人	セレモニーII	ハイブリッドV	スーパードレスキューII	チャレンジャーI	BEE TLE	コンビネーションII	ランバーII	ブロードウェイI	ザ・拳法	ニューガオス	セイヤ
		株式会社平和			株式会社ニューギン		奥村遊機株式会社	株式会社三共	株式会社ソフィア	株式会社三屋			